

埼玉県障害者芸術文化活動普及支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県障害者芸術文化活動普及支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、障害者の芸術文化活動を支援する事業を実施する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、要領第4に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助の対象としない。

- (1) 宗教的または政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (2) 慈善事業への寄付を目的とするもの
- (3) 私的な利益のみを目的とするもの
- (4) その他、知事が定めるもの

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費は、前条の事業実施に必要な給与・諸手当、報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、会議費、使用料及び賃借料、委託費、備品購入費とする。

2 補助金の交付額は、前項に定める経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額と、予算の範囲内において知事が必要と認めた額とを比較して少ない額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は毎会計年度定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、以下のとおりとする。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 人件費、旅費、諸謝金の支給基準

(交付決定通知書等の様式)

第6条 規則第7条に定める交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を
書面で知事に報告しなければならない。

(事業計画変更承認申請書の様式等)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第3号に定める知事の承認を受けようとする場合、様
式第3号の変更(中止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条に定める報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書は、事業完了後(事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む)30日以内又は補助金
の交付決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の額の確定通知書は、様式第5号のとおりとする。

(支払方法)

第11条 補助対象事業の円滑な実施を図るために必要があると知事が認めた場合は、補助金の概算払をす
ることができるものとする。

(請求書の提出)

第12条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、第10条の通知書を受領後、速やかに
請求書を知事に提出するものとする。ただし、前条に該当するときは、第6条の通知書を受領した後に請
求書を提出できるものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第13条 規則第19条ただし書に規定する知事の定める期間は、事業完了(当該財産の取得)後5年又は
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大
臣が別に定める期間のいずれか遅い日までとする。

(処分財産の指定)

第14条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、事業により取得し、又は効用の増加した価
格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に
納付させることがある。

(善管注意義務)

第15条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理

者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(報告等の義務)

第16条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(その他)

第18条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和30年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。